

平成30年(ワ)第1324号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社関西住宅設備 外1名

準備書面(3)

平成31年4月19日

神戸地方裁判所 第4民事部合議係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 志 和 謙 祐



第1 原告主張の事実関係に関する調査方法について

1 原告は、これまでに被告ら従業員が威迫困惑行為等を行ったと主張する。原告は、これを裏付ける証拠として甲5号証を提出するが、甲5号証には具体的な申告者名の記載もなく、被告ら従業員の誰が対応したかも明らかでない。

このように、原告の主張立証は抽象的に過ぎるため、被告らとしては、十分な事実調査を行って反論することが困難な状況にあることを主張しておきたい。

2 このような前提条件のもと、被告ら代表者は、平成30年9月、従業員10名に対し、各30分の個別聞き取りを行ったが、この時点で「この事案は自分である」と名乗るものはいなかった。また、退職した従業員の中で電話番号がわかる者（以下「元従業員」という。）に対して電話での聞き取りを試みたが、そもそも電話に出てくれる元従業員が多くなく、電話に出てくれた従業員2名は、いずれも心当たりが

ない旨回答した。

その後、同年12月にかけて再度、現役従業員に対し、個別聞き取りを行ったが、この際も心当たりがない旨の回答であった。被告ら代表者としては、甲5を見ても、具体的な氏名が出てこないため、それ以上突っ込んだ追及をすることができなかったが、従業員に対しては、本件訴訟を提起されていること自体を重く受け止め、威迫困惑行為に当たると思われるような仕事をしないよう徹底することを指示した。

3 以上のとおり、被告ら代表者としては、現状提出されている証拠をもとに事実関係の調査を行ったが、当該調査によつては、被告ら従業員が、原告が主張するような行動を行つた事実は確認されなかつたものである。

第2 訴えの追加的変更申立書による請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第3 訴えの追加的変更申立書にかかる請求原因に対する認否

追つて認否する。

以上